

大学生

が知っておきたい

消費生活と法律 第2版

細川幸一（日本女子大学教授）著

— 内容紹介 —

18歳成人に対応！
**大学生の
消費者問題の
基礎を学ぶ
最新テキスト！**

身近な消費者と法の問題を
豊富な図表とともに
やさしく解説。

「消費者法」「消費生活論」
「消費者教育論」などの
授業に最適。

B5 判／並製／112 頁

ISBN：978-4-7664-2912-1

定価 2,200 円（本体 2,000 円）



慶應義塾大学出版会 <http://www.keio-up.co.jp/>

〒108-8346 東京都港区三田 2-19-30 TEL 03-3451-3584 / FAX 03-3451-3122

全 15 章 内容紹介

I 大学生と現代の消費社会を考える

1 章 消費社会の現状と問題を考える

【内容】 1. 豊かな社会に生きる私たち／ 2. 経済体制と法原理／ 3. 豊かな社会の課題
4. 消費者の置かれている立場／ 5. 消費者の特徴を考える

■ 現代日本は豊かな社会と言われています。大学生をとりまくその社会について、経済体制や法原理、豊かな社会の課題、消費者とは何かについて考えていきます。

2 章 豊かな社会と消費者の権利とは？

【内容】 1. 消費者問題とは何か／ 2. 消費者問題の発生要因／ 3. 消費者問題に対する対応
4. 消費者の権利を考える／ 5. 日本での消費者の権利規定

■ 「消費者問題」とはよく耳にする言葉ですが、どういう意味なのでしょう。そもそも消費者はどんな権利を持っているのでしょうか？ 大学生が知っておきたい基本をまずは学んでいきます。

3 章 法律は消費者を守ってくれない？

【内容】 1. 民法では消費者は守られないのか？／ 2. 法体系のなかの消費者法
3. 消費者法とはどういう法律？／ 4. 消費者の権利・利益を守るために目指すもの

■ 民法、憲法といった「六法」と呼ばれる法律はよく知られています。しかし消費者法という法律（分野）は知っているでしょうか。第 II 部以下を勉強する前にここで消費者と法律について考えます。

4 章 市場の競争にルールがなかったら？

【内容】 1. 市場に必要な条件とは／ 2. 独占禁止法の役割／ 3. 景品表示法の役割
4. 公正競争規約／ 5. 適切な選択情報を提供するための法律／ 6. 公共料金規制

■ 市場経済では公正な競争状態を維持することが必要となります。しかし公正な競争とは何でしょうか。独禁法、そして景品表示法という法律の役割や、公共料金規制の問題などを考えます。

II 取引被害から身を守る

5 章 この契約おかしい気がする… ～不当な契約と消費者～

【内容】 1. 消費者はそもそもなぜ不当な契約を締結するのか／ 2. クーリング・オフ
3. 消費者契約法／ 4. 「消費者団体訴訟制度」の活用／ 5. 民法改正による消費者保護の充実

■ 第 II 部から第 V 部は具体的な各論。不当な契約から消費者である大学生が守られるにはどういった方策が考えられるのでしょうか？ クーリング・オフやその基本となる法律について学んでいきます。

6 章 解約したいけど大丈夫？ ～様々な販売形態と法律～

【内容】 1. 無店舗販売（特殊販売）の増加／ 2. 特定商取引法（旧・訪問販売法）の制定と改正
3. 特商法の規制する取引類型と適用商品等／ 4. 特定商取引法の規制概要／ 5. トラブル事例

■ 訪問販売、通信販売、電話勧誘販売…これらの販売形態を総称して無店舗販売あるいは特殊販売と言います。これらの販売の具体的なトラブル事例を挙げながら特定商取引法という法律を学びます。

III お金とネット社会のトラブル

7 章 リボ払いは便利？ ～借金とクレジット～

【内容】 1. 私たちの生活と借金／ 2. 金利の実際の意味を知らない日本人／ 3. 借主の種類と金利の制限
4. 銀行の住宅ローンを考える／ 5. クレジットの手軽さと危険性／ 6. 個人情報の収集

■ 大学生も実は借金とは無縁ではありません。今後の生活を送る上でも不可欠な知識である金利の意味、住宅ローンの問題、そしてクレジットカードに潜む危険性などの問題を考えていきます。

8 章 格安をうたうスマホのからくり ～ネット社会と消費者～

【内容】 1. ネット社会の進展とトラブル／ 2. 通信契約等をめぐるトラブル

■ 昨今の IT 技術の急速な発達によって、現在インターネットを通じたモノの購入は普通に行われています。ここではスマートフォンの購入をはじめ、インターネット取引で生じるトラブル等を学びます。

IV

もうけ話とサービスのトラブル

9章 同級生はセレブらしい…～もうけ話と消費者～

【内容】 1. もうける（儲ける）とはどういうことか？／ 2. アルバイトでないアルバイトに注意！
3. マルチ商法等に注意／ 4. 投資・詐欺的投資勧誘／ 5. 近年の投資詐欺

■ 大学生には高額の投資話などは無縁かも知れませんが、しかしマルチ商法は決して無縁ではありません。身の回りにある「もうけ話」、将来被害者になるかもしれない詐欺などに対する知識を身に付けます。

10章 キレイになりたい！の罠～サービスと消費者～

【内容】 1. サービス化社会と消費者／ 2. 約款の重要性と消費保護の仕組み
3. 営業の自由と公共の福祉／ 4. 分野ごとの約款の規制／ 5. 継続的なサービス提供の健全化
6. 美容医療を中心とした自由診療トラブル／ 7. 安いものには訳がある

■ 豊かになるほど、旅行、習い事や美容など、サービスにお金を使う傾向にあります。このサービスの内容を定めるのは契約です。契約内容を定める「約款」や、サービスとは何かについて考えます。

V

商品の安全にかかわるトラブル

11章 テレビが火をふいた！～安全と消費者～

【内容】 1. 見えないところで制度はたくさんある／ 2. 消費者事故情報の収集・公表など
3. 消費者被害救済の民法の法理～製造物責任法（PL法）制定の背景
4. 製造物責任法（PL法）による製品被害救済／ 5. 他の主な安全にかかわる消費者法制

■ 安全である権利は私たち消費者にとって非常に重要です。例えば、製品事故の被害者はどのように救済されるのでしょうか。製造物責任法と呼ばれる法律を中心にこの「安全」について学びます。

12章 リスクゼロの食品はない？～食の安全と安心～

【内容】 1. 食の安全・安心／ 2. 食品の危害要因／ 3. 食品の安全を守る仕組み
4. 食の安全と表示／ 5. 健康食品／ 6. 消費者の関心が高い主な制度

■ 食品は毎日、直接口に入れるものです。身体的被害が出やすい「食の安全」は、安全である権利の中でも特に重要です。安全の仕組みや食の表示の問題、健康食品の問題などを各論の最後に扱います。

13章 消費者と行政の関係を考える

【内容】 1. 行政の役割／ 2. 消費者行政変遷の歴史／ 3. 消費者行政の体系と国の主な機関
4. 自治体の消費者行政

■ 行政と消費者、行政と事業者はどのような関係にあるのでしょうか。そもそもの行政の役割や、消費者委員会や消費者庁といった国の行政機関、地方自治体の行政などについて学びます。

14章 消費者運動と企業の責任

【内容】 1. 消費者運動／ 2. 企業の責任を考える

■ 大企業が消費者を圧倒するようになってきている今日、消費者も自らを組織して企業に対する対抗力を身につけ自衛を図ることが重要です。これまでの消費者運動や企業の責任というものを考えます。

15章 消費者の責任を考える

【内容】 1. 「賢い消費者」であるために／ 2. 消費者教育が目指すもの／ 3. 消費者教育の体系
4. 学校における消費者教育／ 5. 生涯教育としての消費者教育
6. 消費者市民教育～権利の自覚から責任の自覚へ

■ 消費者教育はなぜ必要なのでしょう。豊かな生活の裏で起こっていることに思いを馳せながら、消費者教育の目的やその意味を考え、自身の権利の自覚と責任の自分に目を向けて考えていきます。

VI

より良い消費社会実現のために

5章

この契約おかしい気がする… ～不当な契約と消費者～

1. 消費者はそもそもなぜ不当な契約を締結するのか

不当な契約から消費者を守るためにはどのような方策が考えられるでしょうか。

まずは、不当な契約を市場から排除してしまうことが考えられます。そうは言っても監視社会ではないですから、たえず企業の活動を監視し、不当な契約内容を定めた約款¹を使い始める前に完全に排除することは不可能です。

しかし、有効なのは行政規制です。約款が一对多数で使われる性質のものであり、不当な契約条項が存在すれば、多数の消費者が被害を被る可能性があることを踏まえ、社会の要請に応じて行政が約款の内容を規制する方法です。多くは業法²と呼ばれる業種ごとに定めた行政法規（銀行法、旅行業法など）が営業の許認可権とともに消費者との間で使用する約款についても規制しています³。

もう1つの方法は民事規制です。たとえ、事業者と消費者の間で形式的に契約が成立していても、その効力を否定する方法です。本章では消費者を不当な契約から守る民事規制分野での法理について考えてみます。

そもそも消費者はなぜ不当な契約を締結するのでしょうか？ 自分にとって不当ならば契約しないはずですが。

アダルトサイトのトラブルは以前より減少しているものの、依然として多く発生しています。「無料のページを見ていたら、『ご入会ありがとうございます。入会金 10 万円です』という画面になってしまって、PC から消えない」などの消費者苦情です。この場合、「配信映像を 10 万円支払って視聴する」という当事者同士の合意があったとは言えず、契約は成立していないと考えられるケースも多くあります³。

一方、形式的には契約は成立していると考えられても、その内容の不当性から消費者をその契約から解放する必要性が迫られる事例も多くあります。それを可能にする法理が検討されてきました。消費者法の発展の多くはこの点の歴史と言ってよいかもしれません。何らかの理由で、消費者が契約時に不当性を認識できておらず、契約後にその不当性が明らかになる場合、あるいは不当であることは認識していても、契約への誘引や契約締結過程において自由意思の形成が阻害され、契約せざるを得ない状況に追い込まれる場合も考えられます。事業者と消費者の情報量の格差にも目を向ける必要があるでしょう。

消費者は事業者に対して弱い立場にあるがゆえに、不当な契約から消費者を守るということが社会的な要請となり、民法の基本原則を修正した消費者法が必要になっていることは前述したとおりです。

¹ 多数の契約に用いるためにあらかじめ定式化された契約のことです。改正民法では「定型約款」という規定が設けられました。

² これについてはサービス分野の消費者保護で特に重要となるため、第 10 章で解説しています。

³ 契約は、「申込み」と「承諾」の自由意思の合致によって成立するというのが大原則です。改正民法（2020 年 4 月 1 日施行）522 条 1 項は「契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときに成立する」として、このことを明記しています。

2. クーリング・オフ

通常の店舗でのモノの購入だけでなく、消費者が自宅などで不意の訪問を受けて勧誘されるなど、自らの意思がはっきりしないままに契約の申込みをしてしまうことが増えました。そこで、消費者が頭を冷やし再考する機会を与えるために導入された制度がクーリング・オフ⁴です。そもそも契約は、互いを守ることが原則です。しかし、突然の訪問や電話などで勧誘され、よく考える間もないまま契約を結んでしまう場合があります⁵。このような場合にまで「契約を守らなければならない」という原則をつらぬけば消費者にとって不利であり、その救済措置としてクーリング・オフ制度ができました。したがって、消費者が自分で店に出向いたり、広告を見て自分から電話やネットで注文する取引には、クーリング・オフ制度はありません。また、通信販売（カタログ・ネット・テレビ・ラジオを媒体とした各ショッピング）にもクーリング・オフ制度はありません。

クーリング・オフにより、一定の期間内であれば違約金などの請求・理由説明の要求を受けることなく、一方的な意思表示のみで申込みの撤回や契約の解除ができます。無店舗販売を広範に規制する「特定商取引法」や「割賦販売法⁶」のほか、個別の商品、販売方法、契約等ごとに「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」、「宅地建物取引業法」、「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」、「金融商品取引法」、「保険業法」等で規定されています。クーリング・オフ一覧はivページのコラムにあります。また、特商法におけるクーリング・オフについては第6章で述べます⁷。

クーリング・オフ制度は時代とともにその適用範囲を拡張してきました。言い方を変え、消費者被害が増え、社会問題化した取引領域やモノやサービスについてだけ対象としてきた歴史があります。それは、この制度が無条件解約権という強力な消費者保護法理であり、個々の契約の違法性を問わないことの裏返しでもあります。個々の違法性を問わない代わりに、違法な行為が起きやすい領域に限定し、かつ権利行使期間も8日や20日等比較的短期にするという制度設計になっています。しかしながら従前採用されていた指定商品・指定役務制⁸が廃止されるなど、その適用範囲はかなり拡張してきています。ありとあらゆるモノが市場に登場し、どれも消費者被害を発生させやすい社会になったからと言えるかもしれません。

3. 消費者契約法

(1) 概要

消費者が事業者と契約をするときに、両者の間には持っている情報の質・量や交渉力に格差があることを前提に、消費者の利益を守るため、2001年4月1日に消費者契約法が施行されました。同法は、消費者契約について、不当な勧誘による契約の取消しと、不当な契約条項の無効等を規定しています。その後も、取り消しうる不当な勧誘行為の追加、無効となる不当な契約条項の追加等の改正が行われました。

以下にその内容を示します⁹。

⁴ cooling off. 「頭を冷やす」の意味。世界ではじめてこの制度が導入されたのはイギリスの「Hire-Purchase Act（割賦販売法）」（1965年）とされています。日本は世界的にみてクーリング・オフ制度が充実している国です。

⁵ こうした法理の正当性の根拠は「不意打ち性」の存在です。

⁶ さらに特商法には過量販売による解除権、意思表示の取消し、中途解約権などの民事ルールがあり、これらについても第6章で述べます。

⁷ クーリング・オフは個々の契約における事業者の違法性を問わず契約解除ができる反面、その対象を限定しています。他方、消費者契約法による取消しや無効は、違法性が存在している場合にのみ適用される反面、広く消費者契約を対象としています。消費者としては双方の活用を通じて自らの権利回復を図ることができます。

初期契約解除制度と確認措置の対象サービス

主な電気通信サービス		適用制度	通信契約	端末
固定通信サービス	光回線のインターネットサービス	初期契約解除制度	解約可能	解約不可
	ケーブルテレビのインターネットサービス			
移動通信サービス	大手 3 社	確認措置	解約可能	解約可能
	格安 SIM (MVNO)	契約期間の縛りや音声通信の有無等による		

* MVNO のデータ通信専用サービス (契約期間縛りなし)、固定通信の ADSL 回線・IP 電話などは対象外

初期契約解除		確認措置
申請期間	契約書受領日またはサービス提供開始日のいずれか遅いほうから 8 日間	
主な電気通信サービス	移動通信サービス、固定通信サービス全般	移動通信サービスのみ (主に大手 3 社)
解除条件	理由を問わない	・電波の状況が不十分 ・事業者側の説明が不十分
免除される費用	契約解除料 (違約金)	・契約解除料 (違約金) ・スマホ等の端末代金 ・工事費等

* 「初期契約解除」は端末機器の売買やそのクレジット契約には解除の効果は及ばないが、「確認措置解除」はこれらの解除も可能。工事費や事務手数料の支払義務もなく、利用者の保護の点では確認措置解除のほうが有利。

⁹ 特商法の規定上、通信販売の場合、クーリング・オフ制度はありません。消費者都合での返品可否とその条件 (返品特約) についての表示があった場合、消費者はこの特約に従うことになります。ただし、申込み画面に「返品不可」などの返品特約の表示がない場合は、返品の際の送料は消費者負担となりますが、商品を受け取った日を含めて 8 日間以内であれば返品をすることが可能です。

¹⁰ インターネットでの海外事業者との取引 (商品購入、宿泊予約等) や海外での現地取引 (旅行先での商品購入、サービス利用等) のトラブル解決をサポートしています。解決方法のアドバイスや必要に応じて英語翻訳支援等を行っています。複数カ国の海外の窓口機関と連携しており、必要に応じて海外機関を通じて相手国事業者と相談内容を伝達するなどして海外事業者に対応を促しています。ネット上の「相談受付フォーム」で受け付けています。

¹¹ 大学生など、若者が購入してトラブルとなるものは、起業を目的としたもの、ネットで仕入れて高く売るノウハウ、暗号資産 (仮想通貨) 売買ノウハウなどがあります。

イトによっては商品が届かない場合、代金の全部または一部を返金する補償制度がありますので、申込み前にサイトの規約をよく読んで、補償制度の有無を確認しましょう⁹。

なお、販売者の住所や電話番号がないものは要注意です。インターネット通販では販売会社が海外の場合があり、日本語で書かれていても表現がおかしいものは注意が必要です。なお、海外事業者とのトラブルの相談窓口として、国民生活センターに越境消費者センターがあります¹⁰。

最近、「競馬・パチンコ・パチスロの必勝法」など、ある目的を達成するためのノウハウをまとめた文書や電子ファイルである「情報商材」の購入トラブルが目立っています¹¹。インターネットのオークションサイトや情報サイト、SNS で PR され、値段も数千円程度のものから数万円するものまであります。広告内容とかけ離れた期待外れのものや、全く価値のないものを手にすることもありますので十分注意が必要です。また、健康食品が「お試し価格 500 円」などの広告を見て申し込んだら、定期購入が条件で、初回だけ 500 円で次回から 8,000 円と高額だったというようなトラブルが多くあります。

全体にイラスト、図を多用しながら、視覚的理解を。

ネット通販利用時の注意事項（消費者庁 HP より）

- 所在地や連絡先、他の利用者の評価など事業者の情報を自分でしっかりと確認しましょう。
- 一般に流通している価格よりも大幅に安く販売されている場合など、購入する商品が模倣品でないか十分に注意しましょう。
- 配送方法や配送期間などがどの程度掛かるかを知っておきましょう。
- クレジットカードが利用できず、支払方法が銀行振込みのみしか用意されていない場合で、個人名口座の場合は十分に注意しましょう。
- サイズ違いなど購入後にトラブルに遭遇することもあるため、キャンセル・返品条件、利用規約は事前に必ず確認しましょう。
- 支払後でも悩まず、速やかに各地の消費生活センター、警察等に相談しましょう。

② オンラインゲームトラブル

無料のはずが高額請求されたり、子どもが無料だと思って遊んでいて、知らない間に高額課金されるケースもあります。無料と言いながら、クレジットカード登録をさせることがほとんどです。アイテム購入などは有料のため、いつの間にか請求されるケースが目立ちます。無料のものと有料のものをしっかり認識し、有料サービスの利用時には、課金状況を随時確認しましょう。

③ アダルトサイトなどの請求トラブル

アダルトサイトで「無料」と表示があったので、そのつもりでクリックを繰り返してページをめくっていたら、突然、有料ページに入ったとして料金請求画面が表示されたなどのトラブルが数多くあります。アダルト情報にアクセスするつもりはなく、芸能人の情報を検索していて、いつの間にかアダルトサイトに誘導されてしまう場合もあります。

*アダルトサイト請求画面の例 あわてて連絡してしまうことを狙っています。

意図せず有料ページに入った場合、「退会はこちら」「誤操作の方はこちら」「クーリング・オフ希望の方はこちら」などと、業者にメールや電話をするよう誘導されることがあります。しかし、絶対に業者に連絡してはいけません。言葉巧みに氏名や住所、勤務先などの情報を聞き出され、「支払わないと勤務先に連絡する」などと支払いを強要された例があります。中には、シャッター音を発して利用者の顔を撮影したと思わせる例もあります。実際には、シャッター音がするだけで、写真を撮影されているわけではなく、それで利用者個人が特定されたり、個人情報を知られたりすることはありません¹²。

また、お金を支払ってしまうと取り戻すことは困難です。「法的措置に

¹² 民法では「重大な過失」があったかどうかをめぐって、事業者と消費者間でトラブルに発展する可能性が否定できませんでした。しかし、電子消費者契約法（電子契約法）により、民法の錯誤制度の特例が定められていて、消費者の操作ミスが救済されています。これは、インターネット等で行われる契約において、消費者が誤って契約した場合に、その契約を無効にできる特例です。この特例を適用するためには、事業者が操作ミスを防止するための措置を講じていなければなりません。その措置として、有料となることや入会内容などを表示し、承諾を得ることが挙げられます。なお、2021年9月にデジタル改革関連法が施行され、電子契約化可能な契約書が増えていることも知っておきましょう。

陥りやすいトラブル事例を具体的に説明。

17 2022年6月から、インターネット通販の最終確認画面において、①分量（商品の数量、役務の提供回数、定期購入の場合は各回の分量）、②販売価格・対価（複数商品の場合は支払総額、定期購入の場合は2回目以降の代金）、③支払の時期・方法、④引渡・提供時期、④申込みの撤回、解除に関すること（返品や解約の連絡方法・連絡先、返品や解約の条件等）、⑥季節商品のように期限のある場合には申込期間、を表示しなければなくなっています。事業者が、消費者に誤認を与える表示を行った場合、誤認して申込みをした消費者は、取消権を行使できる場合があります。

18 返品可否・条件を表示していない場合には、商品を受け取った日から8日間は解約・返品することができますが、返品のための送料は消費者負担になります。また、広告の中で「返品不可」等の特約が記載されている場合は、特約が優先され返品できません。

19 このほか、過去に受講した資格講座が終了しておらず、その講座を終了させるために、新たに教材等の購入契約を締結しなければならないと電話勧誘したり、あいまいなやりとりの回答で、契約の申込みをしたとして教材の売買契約書を送り付けてきたりするケースがあります。これは新たな契約の締結の勧誘で、契約しなければならない義務はありません。虚偽を告げられ誤認して契約してしまった場合には取消しができます。また、契約を締結しない旨の意思表示をした消費者に対し、同じ電話で引き続き、または再度電話をかけ直して勧誘することは、特定商取引法で禁止されています。

20 37ページの表の中途解約が考えられます。

(2) 通信販売

カタログを見て注文する通信販売で、カーテンを注文したが、部屋の雰囲気にならず、気に入らないのでクーリング・オフしたい。

解決策：通信販売の場合は、消費者がカタログ等により商品選択する時間を十分確保した上で、自らの意思で契約申込みを行うものですから、クーリング・オフの適用はありませんので注意が必要です。クーリング・オフでの返品はできませんが、返品特約による返品が可能かどうかを確認する必要があります。特定商取引法では、通信販売に関して返品可能な場合はその特約の内容、返品できないのであればそのことを広告に表示しなければならないとされています¹⁷。この返品特約があれば、特約にしたがって返品することになります¹⁸。

なお、ネットオークション、フリマアプリで個人から購入した場合には通信販売にあらず、このルールの適用はありません。

(3) 電話勧誘販売

昨日、知らない事業者から「注文いただきました健康食品が発送可能となりました。本日送ります」と電話がかかって来た。「注文していない。送られては困る」と何度も断ったが、「注文を受けた記録が残っています」と言われ、今日、健康食品が届いたので代金着払いで受け取ってしまった。返金してほしい。

解決策：購入の申込みをしていないのに一方的に商品を送りつけられた場合のネガティブ・オプションと考えられ、代金を支払う義務はなく、商品も受け取る必要はありません。

もし、電話で勧誘をされて断りきれずに購入を承諾した場合は、電話勧誘販売にあたりますので、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。なお、事例の場合、そもそも注文しておらず、また、電話で断っているにもかかわらず商品が送られていますので、代金は支払わず、配送業者に「受け取れません」と伝えて、受け取り拒否をすべきです¹⁹。

(4) 連鎖販売取引

「53万円支払って加入すれば、月々8万円の収入が入る」と知人に勧誘され、インターネットゲーム作成組織への加入契約を結んだ。家に書類やコンピュータソフトが届いたが、内容はよくわからないし、2ヵ月経っても3ヵ月経っても月8万円の配当がない。ソフトは開封済みだが使用していないので、解約・返品したい。

解決策：この契約はマルチ商法と思われます。マルチ商法では、さも儲かるように誘われて、入会金や商品代を支払い組織に加入させられます。また「儲かった」という体験者の話ばかりの説明会に誘われる時もあります。しかし、勧誘時の成功話と違って、新会員を獲得できなかったり、売れない商品を抱え込むことも多く、問題ある商法の1つで「ネットワークビジネス」と称している場合もあります。

契約書面か商品を受け取った日から20日間以内ならクーリング・オフできますし、一定の条件のもとで解約することもできます²⁰。

(5) 特定継続的役務提供

エステティックサロンに出向き、美顔の20回コース、総額40万円の契約をした。5回ほど通ったが、仕事帰りで予約も取りにくいし、思ったほどの効果も感じられないので解約したい。

解決策：エステティックサロンの契約で、契約期間が1ヵ月を超え金額が5万円を超えるものについては、中途解約制度が設けられています。中途解約の違約金の上限は、既に受けたサービス代金を除いた契約残高の10%か2万円のいずれか低い額であり、これにすでに提供されたサービス代金（事例の場合は5回分）を加えた金額が業者への支払額となります²¹。

また、契約直後の場合、契約書面を受け取ってから8日間以内であればクーリング・オフが可能です。

(6) 業務提供誘引販売取引

電話で何度も勧誘されその都度断ったが、資格を取れば在宅で仕事ができ、月5万円以上の収入がある、内職を提供する会社と契約しており多くの仕事があると説得され、契約した。しかし、送られた資料を見ると、勧誘時に説明のなかった一段と難しい適性試験に受からないと仕事の提供がされないことが分かり、毎月の支払額以上の収入を得るのは難しそうなので解約したい。

解決策：「在宅で資格を取れば、仕事ができる」といって電話で勧誘し、収入を得るにはまず資格取得のためのパソコン教材を購入する必要があると高額な契約を勧める販売方法は内職商法と呼ばれ、特定商取引法の業務提供誘引販売取引として規制されています。収入が得られると勧誘されても、実際には勧誘時に説明された収入を得ることができない、実態は教材の購入契約であったというトラブルが発生しています。

書面交付が義務付けられており、契約書面を受け取ってから20日間以内であればクーリング・オフが可能です。

(7) 訪問購入

「金の買い取りをしています」と電話があって、すぐに自宅に業者がやってきた。「売ような金は持っていない。帰ってくれ」と何度も断ったが、業者に「査定だけでも良いからさせてほしい」と言われ、家にあげた。金の指輪を査定してもらったところ、「これから金は絶対暴落する。売るなら今しかないですよ」と言われ、不要な指輪であったこともあり、深く考えずに買い取りを承諾し代金を受け取った。しかし、知人から他の買い取り業者に比べて買い取り価格が安いと言われた。クーリング・オフできないか。

解決策：書面の交付日から8日間はクーリング・オフを行うことができます。クーリング・オフできない、といった特約は無効とされます²²。また、クーリング・オフ期間内であれば契約対象の物品を事業者引き渡すことを拒絶することができます。なお、不招請勧誘（消費者が要請していない勧誘）は禁止です。

また、古物を買取る場合は、業者は「古物商許可証」（公安委員会発行）を携帯しなければなりません²³。話を聞く前にこの許可証の提示を求めましょう。

²¹ 中途解約した場合の事業者が消費者に対して請求し得る損害賠償など（違約金）の額の上限は、特商法に定めがあります。

サービスを受ける前なら違約金の上限は2万円です。事例の場合、1回の施術を2万円（40万円÷20回）とすると、5回のサービスを受けていますから、40万円－10万円＝30万円が残っています。この30万円の10%だと3万円ですが、2万円の方が低いので、2万円が違約金です。つまり、40万円－10万円－2万円＝28万円が返金額となります。

²² クーリング・オフの規定は民事上の強行規定ですので、たとえ、消費者がクーリング・オフしない旨の同意をしていても、それは無効です。

²³ 盗難品の売買の禁止等の公安上の観点による古物営業法の規定です。

Columⁿ

不当な契約から消費者が逃れるには？

契約をめぐる消費者保護で重要なのは、不当な契約からいかに消費者を守るかです。まずはそうした契約をしない消費者の意識が重要で、消費者教育の充実が叫ばれています。また、行政があらかじめ契約を規制すること（約款規制）も業種ごとに行っています。しかし、市場のすべての契約に行政が関与できるわけではありません。消費者がいったんした不当な契約から解放される制度が重要であり、その要はクーリング・オフ制度です。以下にその一覧を示します。

クーリング・オフできる主な取引一覧表

取引類型	根拠法	クーリング・オフ期間
訪問販売 (含：キャッチセールス、アポイントメントセールス)	特定商取引法	法定書面を渡された日から8日間以内
電話勧誘販売	特定商取引法	法定書面を渡された日から8日間以内
連鎖販売取引	特定商取引法	・法定書面を渡された日から20日間以内 ・法定書面を渡された日よりも後に商品を受け取ったときには、商品を受け取った日から20日間以内
特定継続的役務提供	特定商取引法	法定書面を渡された日から8日間以内
業務提供誘引販売取引	特定商取引法	法定書面を渡された日から20日間以内
訪問購入（訪問買取り）	特定商取引法	法定書面を渡された日から8日間以内 (適用除外となる商品あり)
個別クレジット	割賦販売法	・訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供の契約に伴う個別クレジット契約の場合、法定書面を渡された日から8日間以内 ・連鎖販売取引・業務提供誘引販売取引の契約に伴う個別クレジット契約の場合、法定書面を渡された日から20日間以内
現物まがい取引 (特定商品・施設利用権の預託取引)	特定商品等の預託等取引契約法	法定書面を渡された日から14日間以内
宅地建物取引	宅地建物取引業法	宅地建物取引業者が売主となる宅地建物の売買で店舗外での取引で、法定書面を渡された日から8日間以内
保険契約	保険業法	法定書面を渡された日から8日間以内 (保険期間が1年以下の契約などいくつか適用除外有り)
ゴルフ会員権契約	ゴルフ場等会員契約適正化法	50万円以上のゴルフ会員権で、新規募集であるとき、法定書面を渡された日から8日間以内
投資顧問契約	金融商品取引法	法定書面を渡された日から10日間以内 (投資顧問業者との投資助言契約に適用、ただし清算義務あり)

注：クーリング・オフ期間の始期は契約をした日ではなく、法律で定められた事項が書いてある法定書面（申込書や契約書）を渡された日です。したがって、これらの書面を渡されていない場合はいつでもクーリング・オフができます。クーリング・オフ期間を過ぎても解約できる場合があります。本書で説明していますが、まずは消費生活センターへ。統一電話番号188（イヤヤ）。

[著者紹介]

ほそかわ こういち

細川 幸一 日本女子大学家政学部教授

早稲田大学大学院法学研究科修士課程経済法専攻、一橋大学大学院法学研究科博士課程民事法専攻修了。独立行政法人国民生活センター調査室長補佐、米国ワイオミング州立大学ロースクール客員研究員等を経て、現職。一橋大学法学博士。消費者委員会委員、埼玉県消費生活審議会会長代行、東京都消費生活対策審議会委員等を歴任。2004年から日本女子大学で消費者関連科目を担当。立教大学法学部講師、お茶の水女子大学生生活科学部講師を兼務。

専門：消費者政策・消費者法・消費者教育。

主な著書：『新版 大学生が知っておきたい生活のなかの法律』（慶應義塾大学出版会・2022年）
『新しい消費者教育～これからの消費生活を考える～』（共著・慶應義塾大学出版会・2016年）
『消費者六法』（編集委員・民事法研究会・毎年発行）
『18歳から考える消費者と法』（共著・法律文化社・2010年、第2版：2014年）
『消費者運動に科学を～高田ユリの足あと～』（編集委員・ドメス出版・2009年）
法政大学現代法研究所叢書29『グローバル・コンパクトの新展開』（共著・法政大学出版局・2008年）
『消費者政策学』（成文堂・2007年）
『キーワード式消費者法事典』（共著・民事法研究会・2006年）
消費経済学体系3『消費者問題』（共著・慶應義塾大学出版会・2005年）
『消費者問題と消費者保護』（共著・成文堂・2004年）
『消費者問題と消費者政策』（共著・成文堂・2003年）
『消費者教育事典』（共著〈加藤一郎・宇野政雄 監修〉・有斐閣・1998年）

[本書「はじめに」から]

本書は大学生向けの消費生活関連の法律の解説書として2018年9月に刊行しました。それから約5年が経ち、その間に民法、消費者関連法の改正がかなり行われたので、内容を一新して第2版として刊行することとしました。

民法改正で18歳成人となり、ますます若者の消費者教育・法教育が重要となるなかで、それにふさわしいテキストが必要と考えました。タイトルを「消費生活と法律」とし、「消費者法」としなかったのは、法律の紹介や解釈を中心にするのではなく、私たちの毎日の消費生活を法的視点からみたときの特徴や問題点について考える機会を持つてほしいと考えたからです。

筆者は2004年から日本女子大学家政学部で「消費生活論」の講義を行ってきました。また、兼任講師として、お茶の水女子大学生生活科学部で「消費者教育論」、立教大学法学部で「消費者法」の講義やゼミを担当してきました。消費者としての自覚を持ち、自らの権利を意識し、その侵害があったならば行動する消費者になり、またそうした消費者の存在が、より良い社会の実現につながることを理解してもらうことに苦心してきました。

本書は法学部の法律関連科目としての消費者法のテキストとしてだけでなく、広く、消費生活の在り方を考える教養科目や家政学部等での消費者関連科目のテキストとしても活用できる内容としました。

本文は6部15章から構成されています。I部では4つの章を使って現代の消費生活の歴史と特徴、そこでの社会問題について説明しました。

II部からV部は分野別の各論で8章から成っています。ここは消費者法の解説にあたりますが、消費者法は多岐にわたり、到底このスペースですべてを網羅することができません。ここで欲張って記載すると、単に情報の網羅になってしまいます。多くの消費者法のテキストの筆者が一番悩むところだと思います。本書では大学生向けテキストですので、欲張らず、重要な消費者法を理解してもらうことを最優先して、最近の消費者トラブル事例と関連する消費者法を簡潔に紹介し、代わりに、注釈でより深く解説し、単なるハウトゥものにしない工夫をしました。

VI部では、大学生が消費者としての権利を自覚し、行動することに加え、消費者市民として、自らの行動が社会に与える影響を考え、より良い社会の実現に向けて努力し、また、卒業後は企業市民として行動できる人間であってほしいという思いを込め、3章で構成しました。

大学生
が知っておきたい

新版

生活のなかの法律

細川幸一（日本女子大学教授）著

B5判／並製／112頁 ISBN：978-4-7664-2815-5 定価1,980円（本体1,800円）2022年3月刊行

大学、専門学校、
高等専門学校など
採用校多数

- ◇「生活の知恵」としての法律を、様々なライフステージに分けて解説。
- ◇ 詳細な知識・用語については本文脇の注で説明、またイラストや図表もふんだんに駆使。
- ◇ 「法学」や初年次教育の授業に最適。



〔主要目次〕

- I 学生生活
 - 1章 大学生の法的立場を考える
 - 2章 契約と消費者トラブル
 - 3章 学生生活
- II 仕事に就く
 - 4章 働くことを考える
 - 5章 就職活動と法律
 - 6章 労働者の保護
- III 結婚生活
 - 7章 結 婚
 - 8章 子どもの権利・子育て
- IV 生活設計と生活上のトラブル
 - 9章 生活設計
 - 10章 犯罪と私たちの生活
 - 11章 交通事故
- V 健康と高齢化への対応
 - 12章 公的医療保険・介護保険制度
 - 13章 年金・相続
- VI より良い社会のために
 - 14章 民主主義とそのための仕組み
 - 15章 市民社会と国際平和